

# 鎌倉市の市民自治

(仮称)自治基本条例  
市民検討チーム第2回勉強会



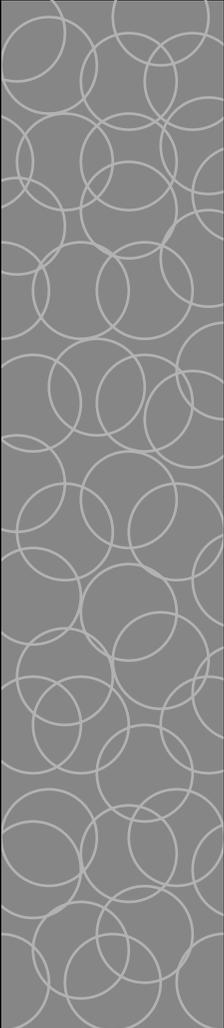
鎌倉景観百選

鎌倉市企画課



# 鎌倉の活発な市民活動

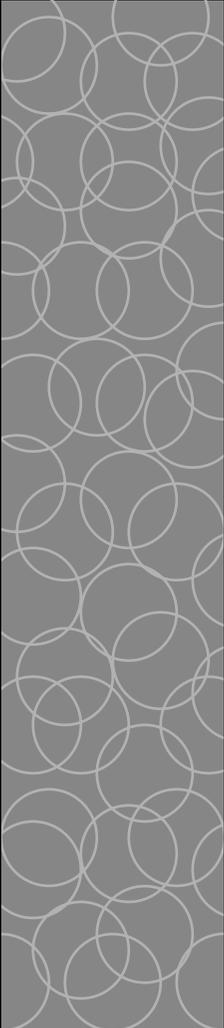
---

- 
- ◆ 財団法人鎌倉風致保存会の発足  
(日本最初のナショナルトラスト)
  - ◆ 特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議の発足



# 鎌倉市民憲章・前文

---



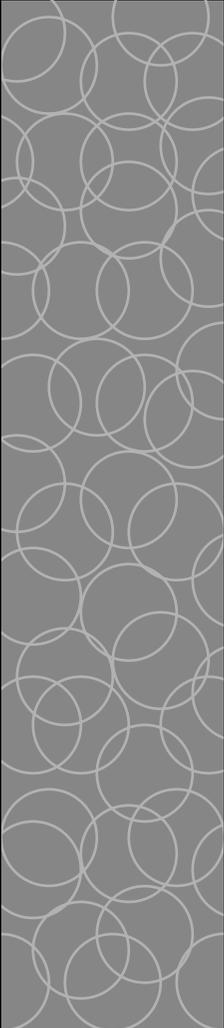
昭和48年11月3日制定  
鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。





# 鎌倉市民憲章・本文

---

- 
- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
  - 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
  - 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
  - 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
  - 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 第3次鎌倉市総合計画 第2期基本計画での市民参画

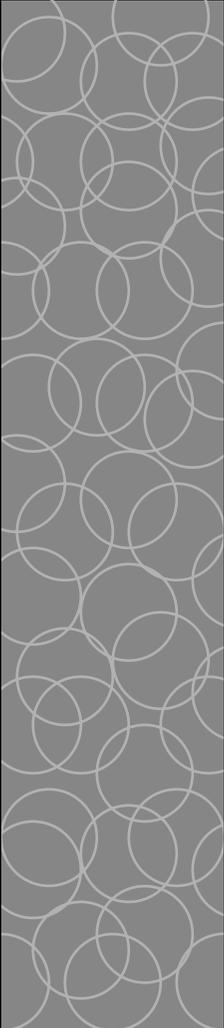
## \* 明日のかまくらを創る市民100人会議 \*





# 地方分権一括法制定の意義

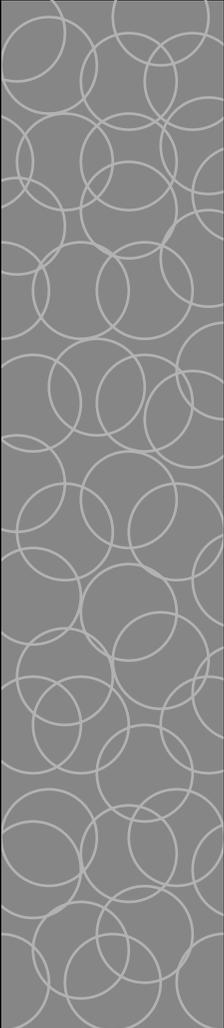
---

- 
- ◆ 機関委任事務の廃止など
  - ◆ 指揮監督下から対等・協力へ
  - ◆ 基礎自治体の役割強化
  - ◆ 補完性の原理
  - ◆ 住民自治の重要性
  - ◆ 新しい協働の仕組みと制度の構築
  - ◆ 分権型社会の確立と実現



# 市民自治で検討したい項目

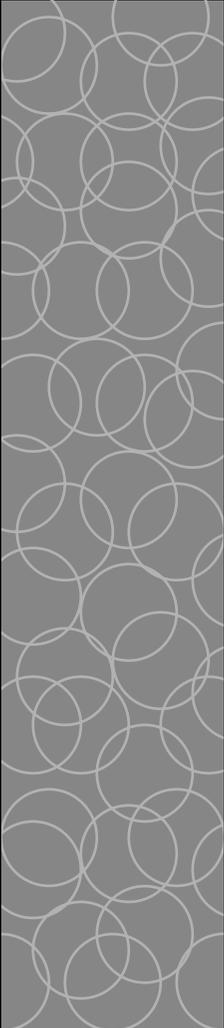
---

- 
- ◆ 市民参画と協働
  - ◆ パブリックコメント
  - ◆ コミュニティー



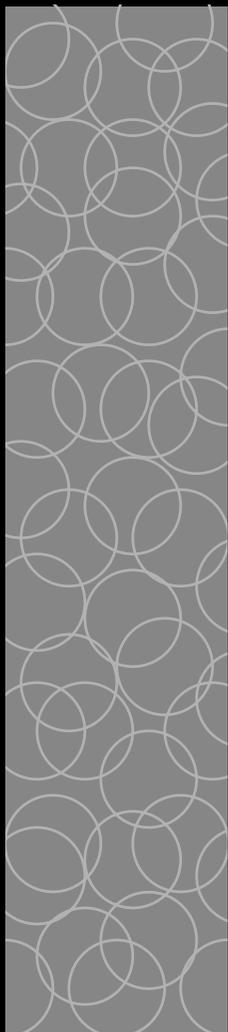
## 国の地方分権に関する動き(情報提供)

---



◆三位一体の改革

◆第28次地方制度調査会答申



鎌倉景観百選